

指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービス実施の届出制度

届出事由・提出期限・提出書類一覧

届出事由	提出期限	提出書類
開始	<p>宿泊サービス提供開始前</p> <p>※ 平成 27 年 3 月 31 日時点で宿泊サービスを提供している場合は平成 27 年 9 月 30 日まで(可能な限り速やかに提出してください)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式(「開始」に○) ・平面図(宿泊場所を明記したもの) ・宿泊場所の写真(日中の状態及び布団、パーテーション等を設置した状態) ・運営規程 ・勤務表(届出月分) ・苦情を処理するための措置の概要
変更	<p>変更の事由発生日より 10 日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式(「変更」に○) ・開始届添付書類のうち、変更の生じたもの
休止・廃止	<p>休止又は廃止をする日の 1 月前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式(「休止」又は「廃止」に○) ・休止／廃止における誓約書